

議第102号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正
する条例

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改
正する。

別表第 2 備考以外の部分中

「	円 12,000	円 14,000	円 16,000	
	6,000	7,000	8,000	
	7,000	8,000	9,000	
	3,500	4,000	4,500	を
	2,000	2,500	3,000	
	4,000	5,000	6,000	
	2,000	2,500	3,000	」

「	円 12,340	円 14,400	円 16,450	
	6,170	7,200	8,220	
	7,200	8,220	9,250	
	3,600	4,110	4,620	

に改め、同表備考 2 中「つど」を

2,050	2,570	3,080
4,110	5,140	6,170
2,050	2,570	3,080

「都度」に改める。

別表第3備考1中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。